

急傾斜地崩壊危険区域内行為許可

技術審査基準

平成27年7月

大阪府都市整備部

(目 次)

第1章 急傾斜地崩壊危険区域内行為の基本原則	1
第2章 工事の基準	2
第3章 建築に関する基準	3

第1章 急傾斜地崩壊危険区域内行為の基本原則

1. 急傾斜地崩壊危険区域内での行為は、原則として禁止する。
但し、急傾斜地崩壊対策施設が既に完成している場合、又は必要な対策を講じればこの限りではない。
2. 急傾斜地崩壊対策施設を損傷し、又は、その機能を低下させる行為は禁止する。

1. 急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害から地域住民の生命を保護することを目的として指定したものであり、このような箇所での行為は急傾斜地の崩壊を助長し、若しくは誘発するおそれがきわめて大きいため、急傾斜地崩壊危険区域内での行為は、原則として禁止するものである。

但し、急傾斜地崩壊対策施設が既に完成している場合、又は行為者において急傾斜地の崩壊を防止するための必要な対策を講じればこの限りではない。

2. 急傾斜地崩壊危険区域においては、必要な急傾斜地崩壊対策施設が設置されている場合があり、このような施設を損傷し、又は、その機能を低下させる行為は禁止するものである。

第2章 工事の基準

造成工事において行う、土地造成および防災対策に関しては、「砂防指定地内行為許可技術審査基準」を適用するものとする。

〔解説〕

急傾斜地崩壊危険区域内においてもその基準は砂防指定地における審査基準を適用するが、とくに急傾斜地崩壊危険区域内においては急傾斜地の崩壊を助長し、若しくは誘発する行為は許可されないこととされており「砂防指定地内行為許可技術審査基準」の設計編2.3「急傾斜地対策工」を遵守しなければならない。

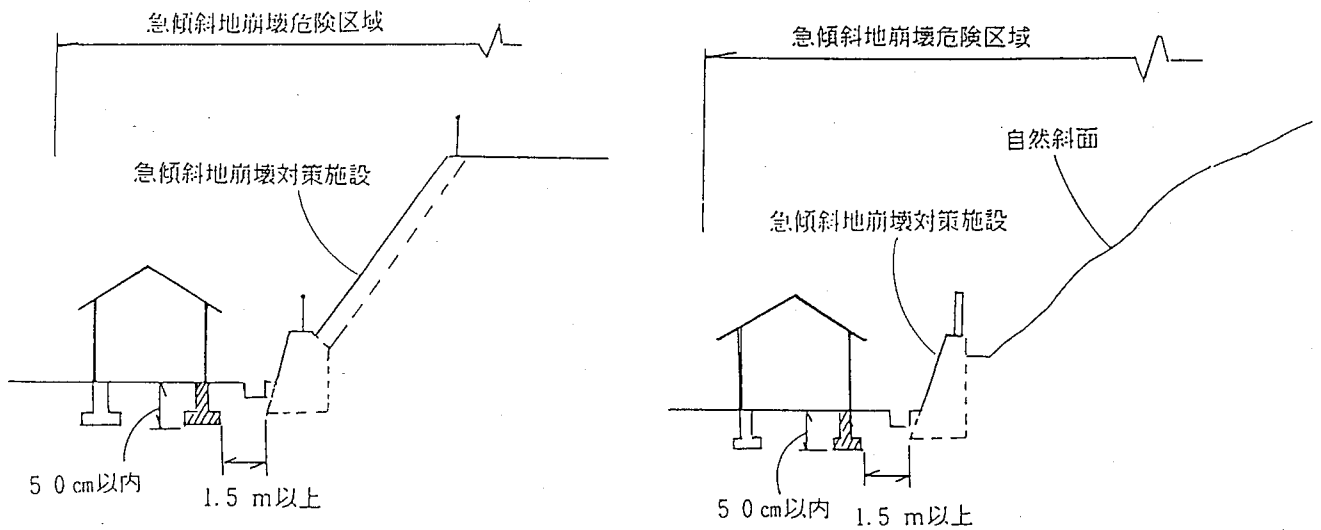
第3章 建築に関する基準

1. 建築物の建築に関する制限については「大阪府建築基準法施行条例」第4条を適用するものとする
2. 急傾斜地（以下「がけ」という）の下に建築を計画する場合は、原則としてがけ下端の急傾斜地崩壊対策施設構造物より1.5m以上離し、建築物の基礎は深さ50cm以内とするが、十分な離隔が得られる場合はこのかぎりではない。
3. がけの上に建築を計画する場合
 - ① がけ面の上端まで法枠工等の急傾斜地崩壊対策施設が設置されている場合原則としてがけ上端より1.5m以上離し、建築物の基礎は深さ50cm以内とすると共に鉄筋コンクリート造（布基礎等）とするが、十分な離隔が得られる場合はこのかぎりではない。
 - ② 前項①以外の自然斜面の場合、原則として自然斜面下端から崩壊に対する安定勾配（別表）を越える土地での行為は避けなければならない。その安定勾配線が、がけ上端より2.0m以内の場合は最小限2.0m以上離し、また、がけ上端より5.0m以上の場合は最小限5.0m以上離して計画するものとし、基礎は深さ50cm以下とするとともに鉄筋コンクリート造（布基礎等）とするが、十分な離隔が得られる場合はこのかぎりではない。
 - ③ 排水処理は、がけの付近に影響を及ぼさないようにコンクリート造水路とすること。

〔解 説〕

1. 急傾斜地崩壊危険区域の指定と同時に建築基準法第39条の災害危険区域に指定され、急傾斜地崩壊危険区域内での建築物の建て替え、又は新築に関する基準については「大阪府建築基準法施行条例」第4条に建築に関する制限内容が示されている。

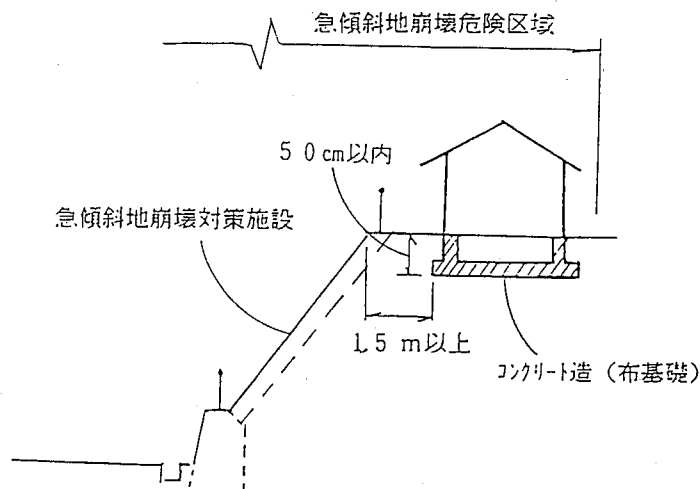
2. がけ下の建築行為に伴う基礎等の掘削により、がけ崩壊の誘発・助長を防止するため、又は既に急傾斜地崩壊対策施設が設置されている場合、その施設に影響を与えないようにしなければならない。



3. ガケの上に建築を計画する場合

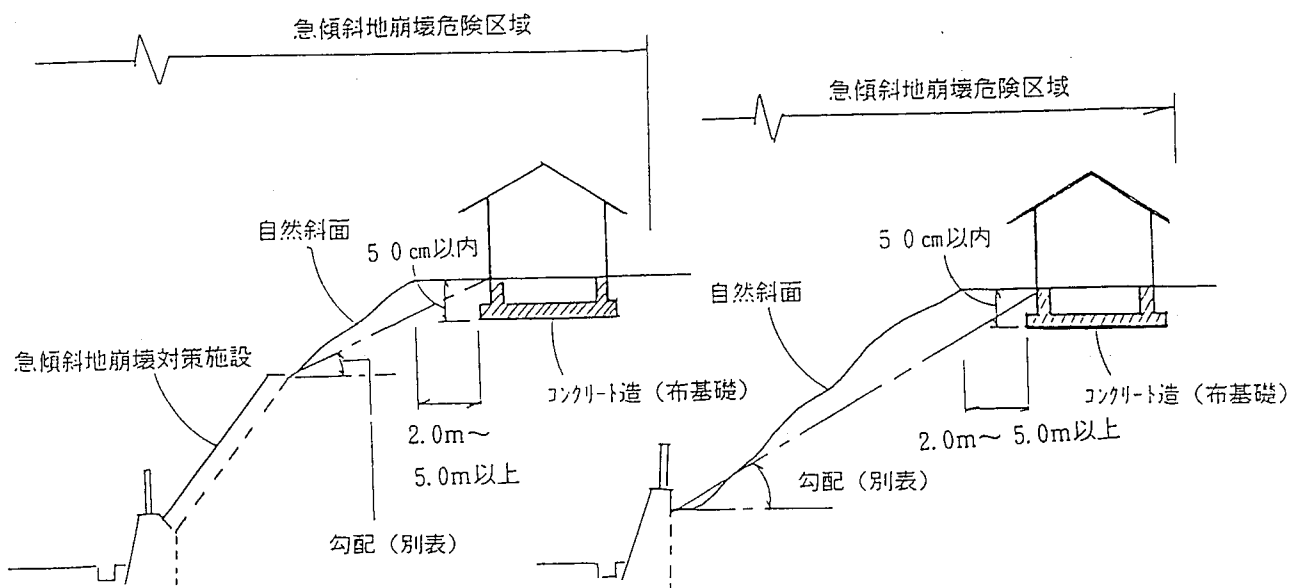
① がけ面上端まで既に法枠工等の急傾斜地崩壊対策施設が設置されている場合、建築行為に伴う基礎等の掘削により、その施設に影響を与えないようにしなければならない。

また、基礎構造は鉄筋コンクリート造の堅固なものでなければならない。

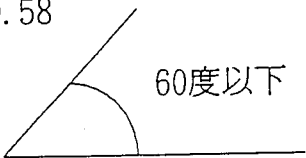
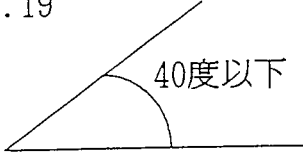
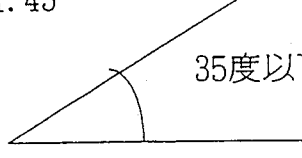


② がけ面が自然斜面の場合、建築行為そのものが、がけ崩壊の誘発・助長に大きく影響を与えるため、行為者が知事の許可を受けて急傾斜地崩壊対策施設を設置する場合は前項①の基準とするが、それ以外の場合は、自然斜面下端から崩壊に対する安定勾配（別表）を超える土地での行為は避けなければならない。

また、基礎構造は鉄筋コンクリート造の堅固なものでなければならない。



（別表）

軟岩（風化の著しいものを除く）	風化の著しい岩	砂利、真砂土、硬質粘土 その他これに類するもの
1:0.58  60度以下	1:1.19  40度以下	1:1.43  35度以下

③ 特にながけ上の排水処理は、漏水による水の浸透により、がけ崩壊の影響を及ぼさないよう注意をしなければならない。